



平成26年8月14日

各 位

会 社 名 東京リスマチック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 隆一
(JASDAQ・コード 7861)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 管理本部長 菊地 克二
電 話 番 号 03-3891-7455

臨時株主総会招集のための基準日設定および定款の一部変更に関するお知らせ

平成26年8月14日開催の当社取締役会において、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日の設定、および「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、平成26年9月18日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告の日	平成26年9月3日（水曜日）
(2) 基準日	平成26年9月18日（木曜日）
(3) 公告方法	電子公告（当社ホームページに掲載いたします） http://www.lithmatic.co.jp/
(4) 臨時株主総会開催予定日	平成26年10月24日（金曜日）

2. 臨時株主総会について

本臨時株主総会においては、本日付公表の「単独株式移転による純粹持株会社体制への移行について」に記載の株式移転計画の承認の件に関する議案を付議することを予定しております。詳細は平成26年10月上旬発送予定の臨時株主総会招集ご通知にてお知らせいたします。

3. 臨時株主総会付議議案

第一号議案 株式移転による完全親会社設立の件

第二号議案 定款一部変更の件

4. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認されること、平成26年12月30日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成26年12月31日にその効力を生じるものといたします。

5. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条 ┆ 第46条</p>	<p>(削除)</p> <p>第12条 ┆ 第45条 (現行通り)</p>

6. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 (予定)

平成26年10月24日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成26年12月31日 (水曜日)

7. その他

平成26年12月期 (平成26年1月1日から同年12月31日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、現行定款第44条 (本定款変更後の第43条) に従い、平成26年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、当社からお支払する予定でございます。

以上